

厚生労働省
広島労働局発表
令和7年7月15日

広島労働局労働基準部賃金室
室長 檀上昌浩
室長補佐 東 恵
(電話) 082 (221) 9244

報道機関各位

広島労働局長が広島県最低賃金の改正を諮問

～広島地方最低賃金審議会～

広島労働局長（小沼宏治^{おぬまこうじ}）は、本日7月15日、広島地方最低賃金審議会（会長 岡田行正^{おかたゆきまさ}）に対して、広島県最低賃金の改正を諮問したことから、本年度の広島県最低賃金の改正審議がスタートしました。

広島県最低賃金は、現行の時間額が1,020円となっており、今後、広島県最低賃金専門部会を設置し、中央最低賃金審議会から答申される地域別最低賃金額改定の目安を参考にしつつ、広島県における「生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮しながら、8月にかけて審議され、広島地方最低賃金審議会から出された答申に基づき改定額を決定する予定です。

なお、本年度の広島県最低賃金改定額の発効は10月1日を目標としています。

○参考資料

- (1) 広島県最低賃金額の推移（令和2年～）
- (2) 最低賃金法（抜粋）

(参考資料 1)

広島県最低賃金額の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
時間額	据え置き	899 円	930 円	970 円	1,020 円
引上げ額		28 円	31 円	40 円	50 円
引上げ率		3.21%	3.45%	4.30%	5.15%

(参考資料 2)

最低賃金法（抜粋）

第二節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(地域別最低賃金の改正等)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。